

内閣府

○総務省令第四号

文部科学省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 盛山 正仁

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

## 自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(年間の高額療養費の決定の請求等)            第一百十条の四の四 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報(番号利用法第十九條第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。)を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>[4 略]</p> <p>5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者(計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。)に対する証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)            第一百十条の四の五 [略]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>6 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二條第一項の規定により第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。</p> <p>(高額介護合算療養費の決定の請求等)            第一百十条の七 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>[一～三 略]</p> <p>[5 略]</p> <p>6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者(計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。)に対する証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情</p>	<p>(年間の高額療養費の決定の請求等)            第一百十条の四の四 [同上]</p> <p>[2 同上]</p> <p>3 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報(番号利用法第二十二條第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>[一・二 同上]</p> <p>[4 同上]</p> <p>5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者(計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。)に対する証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)            第一百十条の四の五 [同上]</p> <p>[2～5 同上]</p> <p>6 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二條第一項の規定により第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む特定個人情報を提供しなければならない。</p> <p>(高額介護合算療養費の決定の請求等)            第一百十条の七 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>4 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>[一～三 同上]</p> <p>[5 同上]</p> <p>6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者(計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。)に対する証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情</p>

報を提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第一百十条の八 [略]

[254 略]

5 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二條第一項の規定により第二項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報提供しなければならない。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第一百十二条 法第六十五條又は第六十六條の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(組合員が死亡した場合にあつては当該組合員の個人番号を除き、被扶養者が死亡した場合にあつては当該被扶養者の個人番号を除く。)を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し(法第六十五條第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類)を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第四十四條の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。

[157 略]

(厚生年金保険給付の請求等)

第一百二十條 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付(組合(指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第二百二十三條、第二百二十五條第三号及び第二百二十七條において同じ。)が支給するものに限る。以下この款において同じ。)又は厚生年金保険法附則第二十九條第一項の規定による脱退一時金(組合が支給するものに限る。)に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第三章第一節(第三十條第一項第三号口、第六号、第七号及び第十一号口、第二項第四号の三並びに第三項、第三十條の三、第三十條の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六條、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二條第一項第六号口及び第三項第四号を除く。)、第二節(第四十四條第一項第九号口及び第四項、第四十八條の二、第五十二條、第五十七條第五項並びに第

提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第一百十条の八 [同上]

[254 同上]

5 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二條第一項の規定により第二項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む特定個人情報提供しなければならない。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第一百十二条 法第六十五條又は第六十六條の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(組合員が死亡した場合にあつては当該組合員の個人番号を除き、被扶養者が死亡した場合にあつては当該被扶養者の個人番号を除く。)を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し(法第六十五條第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類)を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第四十四條の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。

[157 同上]

(厚生年金保険給付の請求等)

第一百二十條 [同上]

五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。)、第三節(第六十条第一項第三号ロ及び第十四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九条、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。)、及び第三節の二、第三章の二(第七十八条の十を除く。)、並びに第三章の三(第七十八条の十八を除く。)、に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは、「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会)」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十一条第一項	〔略〕	〔略〕	〔略〕
とする。	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔2 略〕

(組合が利用特定個人情報情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例)  
 第九十条 第四章の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附則

(電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援)

第十二条 組合は、当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード(番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の交付の申請(番号利用法第十六条の二第一項に規定する申請をいう。)が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十一条第一項	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
とする。	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔2 同上〕

(組合が特定個人情報情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例)  
 第九十条 第四章の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附則

(電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援)

第十二条 組合は、当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード(番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の交付の申請(番号利用法第十七条第一項に規定する申請をいう。)が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。

(改正前地共済法による年金である給付の届出等)  
第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令(平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程(以下「改正前施行規程」という。)の第一節、第一節の三、第四章第三節(第百二十一條、第百二十一條の三から第百二十三條まで、第百二十八條、第百二十八條の四から第百二十九條まで、第百三十二條、第百三十三條、第百三十四條第一項及び第二項、第百三十七條、第百三十九條、第百四十三條、第百四十九條、第百五十五條第二項、第百六十條の二から第百六十條の四まで並びに第百六十二條の二から第百六十二條の十一までを除く。)及び第百六十五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前施行規程 第百一条の三第一項	知事等から本人確認情報	地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報(以下「機構保存本人確認情報」という。)
[略]	[略]	[略]

(組合が利用特定個人情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例)  
第三十九条 附則第十三条から第二十五条まで、附則第二十八条及び附則第二十八条の三の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第三十九条の二 附則第二十七条の規定により読み替えられたなおその効力を有する改正前施行規程第四章第三節(第百二十一條、第百二十一條の三から第百二十三條まで、第百二十八條、第百二十八條の四から第百二十九條まで、第百三十二條、第百三十三條、第百三十四條第一項及び第二項、第百三十七條、第百三十九條、第百四十三條、第百四十九條、第百五十五條第二項、第百六十條の二から第百六十條の四まで並びに第百六十二條の二から第百六十二條の十一までを除く。)の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けるこ

(改正前地共済法による年金である給付の届出等)  
第二十七条 [同上]

改正前施行規程 第百一条の三第一項	知事等から本人確認情報	地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報(以下「機構保存本人確認情報」という。)
[同上]	[同上]	[同上]

(組合が特定個人情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例)  
第三十九条 附則第十三条から第二十五条まで、附則第二十八条及び附則第二十八条の三の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第三十九条の二 附則第二十七条の規定により読み替えられたなおその効力を有する改正前施行規程第四章第三節(第百二十一條、第百二十一條の三から第百二十三條まで、第百二十八條、第百二十八條の四から第百二十九條まで、第百三十二條、第百三十三條、第百三十四條第一項及び第二項、第百三十七條、第百三十九條、第百四十三條、第百四十九條、第百五十五條第二項、第百六十條の二から第百六十條の四まで並びに第百六十二條の二から第百六十二條の十一までを除く。)の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けるこ

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>ることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>とができるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p>
---------------------------	---

附 則

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。